

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年5月24日

朝銀長野信用組合

金融整理事管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自主再建の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年12月29日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融再生委員会より受けました。金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月29日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

（1）当組合をとりまく経営環境と経営状況

当信用組合は、昭和38年5月2日、長野県内に居住する在日朝鮮人の相互扶助を目的として設立された民族系金融機関であります。当組合は、協同組織金融事業を通じ、同胞組合員の企業発展と生活の向上、社会的地位の向上に寄与し、民族的団結を図ることを基本理念としてまいりました。

営業地域については長野県下一円とし、松本市に本店、その他に支店3店舗で営業しておりますが、昨年10月に2店舗を統廃合し、現在2店舗で営業しております。

営業体制は主として訪問・集金活動により同胞組合員をはじめ、当信用組合の主旨に賛同して下さる日本の方々を含めた個人及び中小企業等から小口の預金を集め、それを組合員である中小零細企業者等に対して融資する等、地域密着の経営を行ってまいりました。

しかし、近年は金融自由化の影響もあり、市場金利より高い金利による大口預金が増加しました。

（2）経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等を通じ業容拡大を図ってまいりましたが、いわゆるバブル経済の崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である飲食業、サービス業及び不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成11年3月期決算において大幅な債務超過となりました。（当期利益▲1,193百万円、組合員勘定▲473百万円）

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資先の実態把握や案件に対する調査等が不十分な点も見られ、内容に不明な点が見られるところから融資審査体制に問題があります。また、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、債権の大口化の抑制や融資資産の健全化への有効策等が講じられた形跡も見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかつたことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、平成10年3月期決算を6月30日に発表した後、翌年1月に実施された長野県による検査結果通知書では、貸倒引当金の大幅な引当不足を指摘され、自己資本比率は当初発表の5.70%から2.16%へと大幅に低下することとなりました。

平成10年3月期決算で検査に基づく自己資本比率が2.16%となつたことから、平成11年3月12日長野県より、改善状況等の報告を求められましたが、有効な対応策はなく平成11年度決算において適切な償却引当処理を行えば債務超過に至ることを確認しました。

(2) 自主再建の断念

当組合は、平成10年3月期に預金250億円に達しましたが、平成10年度は依然として金融システム不安が増大した一年となり、年初より金融機関のいわゆる貸し渋りが社会問題化し、産業に悪影響が出るなど不況感はさらに強まりました。また、個人消費の低迷により組合員をはじめ取引者の生活不況感は顕著なものとなりました。

平成10年の金融システム不安の中で、2001年のペイオフ実施前にも拘わらず一部大口預金の流出があり、平成11年3月期の預金は前期比で2,065百万円減少しました。

こうした状況から期中預貸率は、92.09%となり恒常に資金が逼迫する状況にあったことから、借入金及び朝信協傘下朝銀信用組合よりの支援を受ける形で資金を確保してまいりました。

このような状況を踏まえ、平成11年3月期の自己査定に基づく決算内容のディスクローズをすれば、預金の流出は避けられないことから、平成11年5月12日の決算承認理事会において限られた時間内での自主再建は困難であると判断し、同日金融再生委員会へ金融再生法第68条第1項の規定に基づき、預金等の払い戻しを停止するおそれがある旨の申し出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、店舗所在地である松本市、長野市をはじめ全県に居住する中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：2店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月期)	構成比
		構成比		構成比		構成比		
貸出金残高	21,858	100.0	20,222	100.0	17,809	100.0	49,091	100.0
うち中小企業	18,462	84.5	17,308	85.6	15,902	89.3	35,525	72.4
うち個人	3,395	15.5	2,913	14.4	1,907	10.7	13,143	26.8

※業界平均の差額0.8%は地方公共団体です。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：2店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月期)	構成比
		構成比		構成比		構成比		
預金残高	25,010	100.0	22,945	100.0	10,168	100.0	69,315	100.0
うち個人預金	18,499	74.0	16,479	71.8	8,147	80.1	54,554	78.7
うち法人預金	4,635	18.5	4,030	17.6	1,455	14.3	12,001	17.3
うちその他	1,875	7.5	2,435	10.6	565	5.5	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

有価証券のうち国債につきましては、過去に信組業界の国債窓版(未認可組合)に関する引受を行っておりましたが、平成8年度をピークに資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。また、破綻公表以後、当局の指導によりすべて売却いたしました。

その他の株式についても、平成10年度に売却しており、現在保有する株式は、業務上関連のある非上場先のみ引き続き保有しております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：千円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末の評価損益
投資有価証券	20,953	17,022	1,930	0
国債・地方債	1,003	15,072	—	—
社債	—	—	—	—
株式	19,950	1,950	1,930	0
その他	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況> (平成12年12月末)

(単位：千円)

	土 地				建 物			
	件数	簿 値	鑑定評価額	含み損益	件数	簿 値	鑑定評価額	評価損益
事業用不動産	3	189,059	119,071	-69,988	4	102,355	80,806	-21,549
所有不動産	3	67,662	55,345	-12,317	4	48,590	25,961	-22,629

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は、破綻公表から既に1年9ヶ月が経過しており、債務者の経営状況の悪化等により、さらに増加することも懸念されます。

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位:百万円、%)

区分	11年3月期		12年3月期		業界平均(12年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	398	2.0	2,206	12.4	1,381	2.8
延滞債権	2,701	13.4	7,027	39.5	2,965	6.0
3ヵ月以上延滞債権	1,186	5.9	181	1.0	401	0.8
貸出条件緩和債権	1,917	9.5	441	2.5	2,328	4.7
合計	6,204	30.7	9,856	55.3	7,075	14.4

〈金融再生法の開示債権〉

(単位:百万円、%)

区分	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更正債権等	7,576	37.1	3,116	6.0
危険債権	1,850	9.1	2,998	5.8
要管理債権	7,030	34.5	2,170	4.2
正常債権	3,927	19.3	43,363	84.0
合計	20,383	100.0	51,647	100.0

6. 関係会社の状況

当組合の関係会社はございません。

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の在日同胞等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月26日に朝銀関東信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当信組が管理を命ずる処分に至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。